



地域の防災・減災力向上のため

防災訓練を実施しました



アルファ米の炊き出し（西町地区）



箸、お皿をラップに包み、ごみ減量を実践（柳平地区）



NPO 減災ネットやまなしによる避難所運営訓練（柳平地区）

地域の防災、減災力の向上のため、9月2日に市内一斉の防災訓練を実施しました。当日は、午前8時に震度6強の地震が発生したことを想定し、市内82の地区、自主防災組織で、約6,000名が参加し、訓練が行われました。

災害対策本部では、地震によるライフラインの被害等を想定した応急対策訓練を実施し、各自主防災組織では、災害対策本部との情報伝達訓練をはじめ、避難訓練や消火訓練など様々な訓練が行われました。



班編成による安否確認（西町地区）



消火栓を使った消火訓練（西町地区）



安否確認のための受付（柳平地区）



市給水車による水の確保（柳平地区）



訓練(柳平地区)に参加された方の感想



降矢 孝博さん(左側)

減災リーダーの研修を受けていたことによりイメージに近い形で訓練が進み、研修の大切さを改めて感じました。また、地区の方々がたくさん集まり、今まで以上に防災に対する住民の熱意を感じました。今後は、毎年「心肺蘇生法」など、新たな実践的な訓練も取り入れた防災訓練を実施し、啓発活動に努めていきたいと感じました。



宮川 芳子さん(左側)

たくさんの方が訓練に参加してよかったです。アルファ米を使った初めての訓練が非常に良い経験となりました。



木下 京子さん(右上)

実際に起こった時を想定した訓練で、いつもと違い非常にためになりました。また、NPOの方の実際の現場での運営方法の話がとても勉強になりました。

諒我くん(手前)

アルファ米の炊き込みご飯がこんなに美味しいと思わなかった。いつものご飯と変わらなかったです。



平賀 梨沙さん(左側)

こんなに大掛かりな訓練は初めてだったので、とてもためになりました。万が一の時は、実践に役立てたいと思いました。

瑠夏ちゃん

アルファ米がおいしかったです。

自主避難所の開設運営訓練を実施

穂坂町柳平地区では、被害を最小限に抑える「減災」を目的に、地区の自主避難所の開設運営訓練を実施しました。

当日は、公民館への自主避難訓練、市災害対策本部との

情報伝達及び食糧・水支援要請訓練、住民による食料(アルファ米)炊出し訓練が、住民約130名と地元消防団等の参加により行われ、万が一の災害に備えて、実践的な訓練に取り組みました。また、中田町中條上野地区において、住民約40名が地区公民館に自主的に避難し、

避難所の開設、宿泊による運営訓練を実施しました。災害発生時には、自分の身は自分で守るという「自助」、自分たちの地域は自分たちで守るという「共助」が大変重要になります。東日本大震災や大規模洪水等の過去の災害を教訓に、日ごろから「減災」に備えましょう。

防災行政無線の戸別受信機を無償で貸与



屋外放送は地理的条件や気象状況などによって聞き取りにくい場合があることから、災害時や緊急時の放送及び日常の行政連絡手段として、屋外スピーカーや屋内戸別受信機を利用し、市民の皆さんに必要な情報をお知らせしています。屋内戸別受信機は無償で貸与していますのでお問い合わせください。

地域減災リーダー研修のご案内

地域の自主防災組織の強化、充実を目的として、本年度から実施している「地域減災リーダー育成事業」には、9月10日現在145名の方から申し込みがあり、すでに全5科目を受講した43名が減災リーダーとしての認定を受けています。

研修は年度を通して実施しておりますので、今後、受講を希望される方はお問い合わせください。

防災士取得助成金のご案内

自主防災活動の活性化のため、特定非営利活動法人日本防災士機構が実施する防災士資格取得研修を受講する方に対し、受講費用の一部を助成しています。

助成の対象となる経費は、研修受講料、資格取得試験受験料、認定登録料で3万円を上限としています。受講に関心のある方はお問い合わせください。

「みだいい体育センター」を指定避難所に指定

新たに指定避難所として旭町上條南割内の「みだいい体育センター」を8月8日より指定しました。

- 対象地区は次のとおりです。
 - ・山寺、竹ノ内、久保、湯舟、泉宮旭団地

お問い合わせ

総務課防災交通担当
(内線3399・3399)

穴山分団県ポンプ車操法大会に出場

9月9日(日)、山梨県消防団員操法大会のポンプ車操法の部に、穴山分団が峡北支部代表として出場しました。

ポンプ車操法は、およそ60メートル前方に設けられた2カ所の標的を、第一線、第二線のホースを延ばして放水で射る実戦形式で行われるもので、射落とすまでの所要時間、操作の確実性、操作員の規律や安全管理体制などが審査される競技です。

当日、穴山分団の選手は、4ヶ月にわたる厳しい練習の



成果を堂々と発揮しました。大会を終え、指揮者として出場された伊藤洋治さんは「4ヶ月に及ぶ訓練は本当に大変で、各消防団員の協力や家族、地域、職場の理解を得たことにより操法の練習に打ち込むことができました。また、毎夜、規律を指導いただいた葦崎消防署、応援に来ていただいた各分団の方々に助けられ、今日の大役を果たすことができました。今後は、訓練の成果を忘れることなく、消防活動を通して皆さんへの恩返しに努めていきたいと考えています。」と感想を述べていました。



あなたの住んでいる地域は土砂災害の恐れがありませんか？

「土砂災害防止法」が施行され、土砂災害(がけ崩れ、土石流、地滑り)から住民の生命を守るため、土砂災害が発生するおそれがある区域を明らかにし、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制等のソフト対策が推進されてきました。

■指定区域の種類
①「土砂災害警戒区域」

急傾斜地の崩壊、土石流等が発生した場合に、住民の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域であり危険の周知、警戒避難体制の整備が行われます。

②「土砂災害特別警戒区域」
急傾斜地の崩壊、土石流等が発生した場合に建築物に損壊が生じ、住民の生命または身体に著しい危害が生ずるお

それがあることを認められる区域で、宅地分譲等に対する許可制、建築物の構造規制が行われます。

①②の指定区域に
①警戒避難体制の整備：土砂災害から生命を守るため、災害情報の伝達や避難が早く出来るように警戒避難体制の整備が図られます。

②(右記の内容に加え)
・構造物の構造規制：居室を有する建築物は、想定される衝撃に対して建築物の構造が安全であるか建築確認がされます。

特定の開発行為に対する許可制：住宅地分譲や災害時要援護者関連の建築のための開発行為は、基準に従ったものに限り許可されます。
・建築物の移転：著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告が図られる場合があります。

■インターネットで確認する場合
URL 土砂災害警戒区域等マップ(山梨県砂防課)
<http://www.saboomap.jp/yamanashi/>

■直接窓口で確認する場合
(北巨摩合同庁舎 3階)
県中北建設事務所峡北支所
☎ 055112313062

ゆるキャラ®グランプリ投票開始



NETタウンページ協賛ゆるキャラ®グランプリ2012が今年も開催されます。インターネット投票による全国のゆるキャラの人気投票に、わが市の「ニール」もエントリー。みなさんの応援をお願いします。

■投票期限 11月16日まで
■URL <http://i.tp.ne.jp>